

しょうがいしゃつうしょせつ えん りようけいやくじゅうようじこうせつめいしょ  
障害者通所施設 たんば園 利用契約重要事項説明書

しゅうろうけいぞくしえんぴーがた  
(就 労 継 続 支 援 B 型)

とうじぎょうしょ りようしゃ していしょうがいふくし さーびす しゅうろうけいぞくしえんぴーがた ていきょう  
当事業所では、利用者へ指定障害福祉サービス(就労継続支援B型)を提供し  
ます。

とう さーびす りよう げんそく くんれんなどきゅうふ しきゅうけつてい う かた たいしょう  
当サービスの利用は、原則として訓練等給付の支給決定を受けた方が対象とな  
ります。

ほんじゅうようじこうせつめいしょ とうじぎょうしょ さーびす りようけいやく ていけつ きぼう かた たい  
本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対  
して、しゃかいふくしほうだい76じょう もと とうじぎょうしょ がいよう ていきょう さーびす  
社会福祉法第76条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの  
ないよう けいやくじょう ちゅうい せつめい  
内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

しゃかいふくしほうじん おんどりふくしかい  
社会福祉法人 恩鳥福祉会

えん  
たんば園

とうじぎょうしょ しょうがいしゃつうしょせつ してい う  
当事業所は、障害者通所施設の指定を受けています。

れいわ ねん がつ にちひょうごけんしてい だい とう  
(令和2年10月1日兵庫県指定 第2811300132号)

《 目 次 》

1、サービスを提供する事業者	.....
2、利用事業所	.....
3、サービスに係る設備等の概要	.....
4、職員の配置状況	.....
5、サービス提供の手順	.....
6、利用サービスの予約取り消しについて	.....
7、契約の解約・終了について	.....
8、当事業所が提供するサービスと利用料金	.....
9、施設、設備のご利用上の注意事項	.....
10、利用者の記録や情報の管理、開示等について	.....
11、担当者の変更等について	.....
12、家族等関係者への連絡および緊急時の対応について	.....
13、相談・苦情の受付について	.....
14、利用者の権利擁護及び虐待の防止について	.....
15、業務継続計画の策定等について	.....
16、非常災害時の対応について	.....
17、衛生管理等について	.....
18、第三者評価の実施状況について	.....
19、重要事項の変更について	.....

## 1、サービスを提供する事業者

めい 名	しょう 称	しゃかいふくしほうじん おんどりふくしかい 社会福祉法人 恩鳥福祉会				
しょうざいち 所在地		ひょうごけんたんばしかいばらちょうかいばら ばんち 兵庫県丹波市柏原町柏原4283番地36				
れん 連	らく 絡	さき 先	しゃかいふくしほうじん おんどりふくしかい ほうじんじむきょく 社会福祉法人 恩鳥福祉会 法人事務局			
でん 電	わ 話	ばん 番	ごう 号	0795-73-0501		
ふあつくす FAX	ばん 番	ごう 号		0795-72-0501		
いー E	め メ	ー ー	る ル	ondori@ec4.technowave.ne.jp		
ほ H	ー ー	む む	べ べ	ー ー	じ P	https://ondori-wf.jp
だい 代	ひょう 表	しゃ 者	し 氏	めい 名	りじちよう あだちかずし 理事長 足立一志	
せつ 設	りつ 立	ねん 年	げつ 月		しょうわ ねん がつ にち 昭和61年3月7日	
うんえい 運	えい 営	じぎょう 事	よう 業		していしょうがいしゃつうしょせつ ぼ ぶ ら いえ 指定障害者通所施設ポプラの家  せいかつかいご しせつにゆうしょしえん たんきにゆうしょ (生活介護・施設入所支援・短期入所)  しょうがいしゃつうしょせつ えん しゅうろうけいぞくしえんBがた 障害者通所施設たんば園 (就労継続支援B型)  ぐるーぶ ほーむげんき きょうどうせいかつえんじょ グループホーム元気 (共同生活援助)  とくていそうだんしえんじぎょうしょ ぼ っ ぶ けいかくそうだんしえん 特定相談支援事業所ポップたんば (計画相談支援)  ぼ らいむ こうえきてき とりくみ いこいの場「来夢」(公益的な取り組み)	

## 2、利用事業所

じぎょうしょ 事業所の種類	しゅるい	れいわ ねん がつ にちひょうごけんしていだい 令和2年10月1日兵庫県指定第2811300132号
じぎょうしょ 事業所の名称	めいしょう	しょうがいしゃつうしょせつ 障害者通所施設
と		えん しょうがいふくしきーびすじぎょう たんば園 (障害福祉サービス事業)
うんえい 運営する事業	じぎょう	しゅうろうけいぞくしえん びーがた じぎょう 就労継続支援 (B型) 事業

所在地	ひょうごけんたんばしかいばらちょうかいばら4283ばんち 兵庫県丹波市柏原町柏原4283番地4
アクセス	じえいあーるふくちやません かいばらえきげしや とほ15ふん J R 福知山線 柏原駅下車 徒歩15分
電話番号	0795-73-0501
FAX番号	0795-72-0501
営業日 ・ 営業時間	えいぎょうび こくみん しゅくじつおよび12がつ29にち 1がつ3にち 営業日は、国民の祝日及び12月29日から1月3日を のぞく げつようび きんようび つうじょう えいぎょうび 除く、月曜日から金曜日を通常の営業日とする。 つうじょう えいぎょうじかん ごぜん8じ30ふん ごご5じ15ふん 通常の営業時間は、午前8時30分から午後5時15分 とし、月に1回程度の土曜通所日を設け営業日とする場合 は、原則として、午前9時00分から午後0時00分まで とする。
管理者（施設長） ※兼務	あだち かずし 足立 一志 ぐるーぷほーむげんき かんりしや けんむ ※グループホーム元気の管理者を兼務する
サービス管理 責任者	あだち あい 足立 愛
主たる対象者	ちてきしょうがいしや せいしんしょうがいしや 知的障害者、精神障害者
事業実施地域	つうじょう じぎょうじっしちいき たんばし にしわきし たかぐん 通常の事業実施地域は、丹波市、西脇市および多可郡 たかちょう 多可町とする。 じょうきちいきがい きぼりようしや たいして きーびすていきょう 上記地域以外の希望利用者に対してもサービス提供を おこなうばあい 行う場合もある。 じぎょうじっしちいき そうげいさーびす りよう きぼう ※事業実施地域にかかわらず送迎サービスの利用を希望さ

	<p>れる場合は、別途「通所（送迎）に関する契約書」に定める額を徴収するものとする。</p>
定員	40人
事業所の開設年月	平成3年4月1日
施設の目的	<p>多様な福祉サービスが、その利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫し、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう取り組む。</p>
施設の運営方針	<p>利用者の基本的人権を尊重し、利用者の個別の状態に 応じて、きめ細かい対応を実践して、個々の能力が上がるように取り組む。</p>

### 3、サービスに係る設備等の概要

#### 就労継続支援（B型）

施設設備の種類	室数等	備考
作業室	3	<p>ホースバンド製造・組立、その他 スポット溶接機19台他</p>
仕事場	1	
医務室	1	
相談室	1	
会議室	1	

し せつ せつ び の しゅ るい 施設 設備の種類	しつ すう など 室数等	び 考 備考	
しよく 食	どう 堂	1	
ちょう 調	り 理 しつ 室	1	
しよく 食	ひん 品 こ 庫	1	
く ク	ら ラ ぶ ブ しつ 室	1	
こう 更	い 衣 しつ 室	1	
べん 便	じょ 所	7	だんし じょしやう かく 男子・女子用 (各3)、職員用 (1)
せん 洗	めん 面 じょ 所	3	
そう 倉	こ 庫	4	せいひんそうこほか 製品倉庫他
ゆ 湯	わか 沸 し しつ 室	1	
お 汚	ぶつ 物 しょ 処 り 理 しつ 室	1	
しゃ 車	こ 庫	1	ぽぶら いえ きやうやう ポプラの家との共用
しゃ 車	こ 庫 けん 兼 みーていんぐるーむ ミーティングルーム	1	

とうじぎやうしょ とうせいろうどうしやう さだ きじゆん していしやうがいふくしき ーび す しゆうろう  
当事業所では、厚生労働省が定める基準により、指定障害福祉サービス（就労

けいぞくしえんびーがた じぎやう さーびすていきやう せっち ぎむ しせつ せつび  
継続支援B型）事業のサービス提供に設置が義務づけられている施設・設備です。

これらの利用については、利用者にご負担いただく費用はありません。

しせつ せつび りやう あ い か てん りゆうい うえ ほんらい ようほう  
施設・設備をご利用いただくに当たっては、以下の点にご留意の上、本来の用法に

したが りやうくだ はん りやう はそんなど しょう ばあい ばいしやう  
従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合は、賠償し  
ていただくことがあります。

① ほしやうせいど かにゆう じやうけん  
① 補償制度にご加入いただくことが条件です。

※補償制度の内容に関する情報開示方法について記載するか、その対象と補償範  
囲について記載してください。

- ② 喫煙は、決められた場所でお願ひします。
- ③ 飲食物の持ち込みは、施設において温度管理等が十分に行えないことから、食中毒の発生の危険性があるため、原則としてご遠慮下さい。
- ④ 貴重品につきましては、更衣室内に各利用者のロッカーを設置しておりますが、各利用者において管理していただきます。
- ⑤ 利用者の思想、信教は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮下さい。
- ⑥ 施設内へのペットの持ち込み及び飼育につきましては、ご遠慮下さい。

#### 4、職員の配置状況

職員の配置については、厚生労働省の定める指定基準を遵守しています。

当事業所では、利用者に対して指定障害福祉サービスを提供する者として、

下記の職種の職員を配置しています。

#### 《 就労継続支援（B型）事業 》

職 種	常 勤 換 算	常 勤	非 常 勤
1、施設長（管理者）			1名
2、副施設長（副管理者）			1名
3、サービス管理責任者	1名以上		1名
4、職業指導員	1名以上		1名
5、目標工賃達成指導員	1名以上		1名
6、生活支援員	4.7名以上		2名 3名

7、事 務 員		1名	
---------	--	----	--

常勤換算は、職員それぞれの週当たりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（週40時間）で除した数です。

## 5、サービス提供の手順

※利用申し込みからサービス提供及び利用者負担の支払いまでの手順を作成し、記載してください。※図解が望ましい

## 6、利用サービスの予約取り消しについて

利用サービスの予約取り消しは、事業所への電話、FAXもしくは連絡帳への記載により行ってください。

利用サービスの予約取り消し自体による取消料等は発生いたしません。

しかし、昼食提供サービスを利用されている利用者については、サービス

利用日の午前8時30分までに申し出のない場合、キャンセル料として、1回の

予約取り消しにつき290円（1食あたりの食費の実費相当額）をご負担いただきます。

## 7、契約の解約・終了について

利用者は、指定就労継続支援（B型）の利用の契約を終了する場合は、14日

以上の予告期間をおいて、文書で事業者へ通知することによりこの契約を解除することができます。

2 事業者もしくはサービス提供職員が、次に掲げる行為を行った場合には、

利用者は直ちに契約を解除することができます。

(1) 事業者もしくはサービス提供職員が、正当な理由無く本書に定める障害

福祉サービスを実施しない場合

(2) 事業者が、第10条に定める秘密の保持および第14条に定める身体拘束の禁止に違反した場合

(3) 事業者が、社会通念に逸脱する行為を行った場合

(4) 事業者もしくはサービス提供職員が、故意又は過失により利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、この契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(5) 他の利用者が、利用者の生命、身体、財物、信用を傷つけたもしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応を執らない場合

3 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し、7日間の予告期間を置いて、理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができる。ただし、利用者が次に掲げる事由に該当する場合には、直ちに契約を解除することができます。

(1) 利用者が、事業者に支払うべきサービスの利用料金を3ヶ月以上滞納し、期限を定め、再三催告したにも関わらず支払わない場合

(2) 利用者が、他の利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合

(3) 利用者が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス提供職員の生命、身体、財物、信用を傷つけることなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合

(4) 利用者が、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行ったと認めた場合

(5) 天災、災害その他やむを得ない理由により、事業所を利用させることができない場合

(6) 利用者が、連続して3ヶ月を超えて医療機関に入院すると確実に見込まれる場合又は現に連続して3ヶ月を超えて入院した場合

(7) 利用者が、死亡した場合

## 8、当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して、以下のサービスを提供します。

- |                                     |
|-------------------------------------|
| ① 訓練等給付費から給付されるサービス                 |
| ② 利用料金の全額を利用者に負担いただくサービス [①以外のサービス] |

① 当事業所が提供するサービスのうち、訓練等給付費から給付されるサービスと利用料金

食費を除き、サービス利用料金全体のうち9割が訓練等給付費の給付対象となります。事業者が、訓練等給付費の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者には、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます（定率負担又は利用者負担額といいます。）。

なお、訓練等給付費が給付されるサービスの場合でも、代理受領を行わない場合（[※償還払い]の場合も含む）については、一旦全額を利用者負担分として事業者にお支払いいただきます。

（[※償還払い]とは、一旦、利用者がサービス利用料金全額を事業者を支払い、後に、支払額のうち9割が市町村から返還されるものです。）

## 《サービスの概要》

すべてのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。この「個別支援計画」は、利用者の自立生活を支援し、様々な課題の解決を目的として本事業所のサービス管理責任者がまずは個別支援計画（原案）を作成し、サービス担当者会議（意思決定支援会議）で確認された後、会議での意見を反映した個別支援計画（本案）を作成して利用者の同意をいただくものです。

なお、個別支援計画は二部作成し、一部は利用者に交付し、もう一部は本事業所で管理いたします。

### ○ 日常生活の支援

食事の提供、排泄、着脱衣、整容

利用者の身体の状態、希望や嗜好、また栄養面に考慮したサービスの提供を行います。

### ○ 医療及び健康管理

嘱託医による診察・治療、服用の支援、通院と治療

利用者が、専門医師等の診断、治療を要することになった場合には、次の

協力医療機関において受診、治療を受けることができます。

協力医療機関：①医療法人敬愛会大塚病院

②足立歯科医院

### ○ 生産活動の実施、就労を目的とした訓練、指導等

・就労継続支援B型の場合

とうじぎょうしょない とうじぎょうしょない とうじぎょうしょない  
当事業所内において、雇用契約を締結しない就労や生産活動の機会を提供

するとともに、いっばんしゅうろうとう いこう むけたしえん おこないます  
するとともに、一般就労等への移行に向けた支援を行います。

その内容は、つぎ  
その内容は、次のとおりです。

i かぶしきかいしゃたいようはつじょうせいさくしょ したうけさぎょう  
i 株式会社大洋発 條製作所からの下請作業

ほーすばん どさぎょう したうけさぎょう  
ホースバンド作業の下請作業

た したうけさぎょう  
その他の下請作業

ii た したうけさぎょう  
ii その他の下請作業

iii すべーすなど しせつがいしゅうろう  
iii ちゃれんじスペース等の施設外就労

こうちん しはらい  
《工賃の支払》

じょうき せいさんかつどう じぎょうしゅうにゆう ひつようけいひ さ ひ がく そうとう きんがく  
上記の生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額

こうちん せいさんかつどう じゅうじ りようしゃ しはら  
を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。

② とうじぎょうしょ ていきょう さーびす りようりょうきん ぜんがく りようしゃ ふたん  
② 当事業所が提供するサービスのうち、利用料金の全額を利用者に負担いただく

さーびす いがい さーびす  
サービス [①以外のサービス]

かき さーびす かいごきゅうふひ きゅうふたいしょう さーびす  
下記のサービスについては、介護給付費の給付対象とならないため、サービスの

ていきょう きぼう ばあい かき きさい したが さーびす ていきょう しょてい  
提供をご希望される場合には、下記の記載に従いサービスを提供し、所定の

りょうきん しはら しょてい りょうきん けいざいじょうきょう いちじる へんか  
料金をお支払いいただきます。なお、所定の料金は、経済状況の著しい変化、

ほか え じゅう ばあい そうとう がく へんこう  
その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その

ばあい じぜん へんこう ないよう へんこう じゅう へんこう おこな 1 かげつまえ  
場合は、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1か月前までに

ぶんしょ せつめい おこないます  
文書による説明を行います。

○ しょくじ ていきょう よう ひよう  
○ 食事の提供に要する費用

ご要望があれば、当事業所に隣接する障害者支援施設ポプラの家内の厨房にて、

栄養士による監修のもと調理される昼食の提供が可能です。

昼食の提供をご要望の場合は、1食につき、290円のご負担となります。

ただし、施設入所サービスを併用される場合は、そちらで特定障害者特別給付費

(食費や光熱費の一部を支給するもの)が給付されますので、1食につき、540円

のご負担となります。

サービス利用日の午前8時30分までに申し出のない場合、キャンセル料として、

290円(1食あたりの食費の実費相当額)をいただきます。

○ 特別なサービスの提供とこれに伴う費用

○ 送迎サービス料金

別途「通所(送迎)に関する契約書」によります。

○ 訓練等給付費の支給対象外の日常生活上の諸費用

内 容	訓練等給付費の給付対象外の利用料金
嗜好品	実費
外出に伴う費用	事業所行事以外の買物、外食、観劇、交通費等実費
衣料	実費
おやつ	一定の分量以上、実費
その他活動に伴う経費	材料代、謝礼等実費
複写印刷代	文書コピー等1枚当たり10円(カラー60円)
指導訓練の器具、材料代	特定の器具や材料の場合、実費

こい はそんほしやう ばいしやう 故意破損補償（賠償）	じっぴ 実費
にちやうひん 日用品	じっぴ 実費
いんふる えんざよぼうせつしゅひやう インフルエンザ予防接種費用	じっぴ 実費

## 9、施設、設備のご利用上の注意事項

とうじぎやうしよ しせつ せつび りやうじやう ちゆういじこウ  
当事業所においては、施設、設備をご利用頂くに当たって、以下の点にご注意下さい。

- ① ほしやうせいど かにゆう じやうけん  
補償制度にご加入いただくことが条件です。
- ② りやうしやそうご めいわく こうい おこな くだ  
利用者相互の迷惑となるような行為は、行わないで下さい。
- ③ しせつ きぐ ぶつびんなど てきせつ しやう くだ ふてきせつ しやう こい はそん  
施設の器具、物品等は適切に使用して下さい。不適切な使用や故意による破損  
など しやう ばあい ばいしやう もと ばあい  
等が生じた場合は、賠償を求める場合もあります。
- ④ いりやうきかん じゅしん せんもんか じゅしん ひつやう ほんだん じゅしん けいぞくてき  
医療機関への受診で、より専門科への受診が必要と判断され、受診が継続的に  
なる場合や遠方への受診等は、利用者の家族に対応を求める場合もあります。
- ⑤ きつえん き ぼしよ ねが  
喫煙は、決められた場所でお願ひします。
- ⑥ いんしよくぶつ も こ しせつ おんどかんりなど じゅうぶん おこな  
飲食物の持ち込みは、施設において温度管理等が十分に行えないことから、  
しょくちゆうどくはっせい きけんせい げんそく えんりよくだ  
食中毒発生の危険性があるため、原則としてご遠慮下さい。
- ⑦ きちやうひん こういしつない かくりやうしや ろっかー せつち  
貴重品については、更衣室内に各利用者のロッカーを設置しておりますが、  
かくじ かんり  
各自において管理していただきます。
- ⑧ りやうしや しそう しんきやう じゆう た りやうしや たい しゅうきやうかつどう せいじかつどう  
利用者の思想、信教は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動  
およ えいりかつどう えんりよくだ  
及び営利活動は、ご遠慮下さい。
- ⑨ じぎやうしよない べつと も こ しいく えんりよくだ  
事業所内へのペットの持ち込み及び飼育については、ご遠慮下さい。
- ⑩ りやうしやなら かにい じじやう え がいしゅつ ばあい かなら じぜん  
利用者並びに家庭の事情により、やむを得ず外出する場合は、必ず事前に

許可を得て下さい。

## 10、利用者の記録や情報の管理、開示等について

事業者は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料等の諸費用は、利用者の負担となります。)

なお、記録の開示および実費を支払っての写しの交付は、利用者ご本人及びそのご家族、成年後見人等の関係者に限り、可能とします。

- (1) 利用者の記録の保存期間は、サービス提供完了日の翌年度から5年間です。
- (2) 閲覧、複写ができる窓口業務時間は、午前9時から午後4時までです。

### (秘密の保持について)

利用者等に関する秘密保持について、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(36条)」の規定に基づき、以下の内容を遵守いたします。

- (1) 当法人の従業員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族等関係者の秘密を漏らしてはならない。
- (2) 事業者は、従業員及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族等関係者の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(3) 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族等関係者の

個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族等

関係者の同意を得ておかなければならない。

## 1 1、担当者の変更等について

※担当者的変更について希望する場合にどのような対応を行うか、相談体制等を具体的に記載してください。

## 1 2、家族等関係者への連絡および緊急時の対応について

希望があった場合には、事業者から利用者に連絡するものと同様の通知

を家族等関係者へも行います。

また、サービスの提供を行っているときに、事故が発生した場合、利用者に

病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかにあらかじめ定めた

協力医療機関や家族への連絡を行うなどの必要な措置を講ずるとともに、

管理者に報告する。

### (事故発生の防止及び発生時の対応)

1 事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を

講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事

故の発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が

事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した

改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故の発生防止のための会議及び従業員に対する研修を定期的に行うこと。

2 事業者は、障害者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町、当該障害者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

4 事業者は、障害者に対するサービスの提供時に事業者の責により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

#### (損害賠償)

1 事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに利用者の家族及び関係市町等に連絡して必要な措置を講じます。また、事故状況及び処置等について記録します。

2 事業者は、サービスを提供するに当たって、事業者の責と帰すべき事由により、利用者に損害を与えた場合には、事業者が加入している障害者施設賠償責任保険の範囲内において、速やかに利用者の損害を賠償します。

### 13、相談・苦情の受付について

(1) 当事業所における相談・苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、次の専用窓口で受け付けます。

① 受付窓口（担当者）

副施設長

衣川 良朗

サービス管理責任者

足立 愛

※ 受付時間は、国民の祝日及び12月29日から1月3日を除く、毎週月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までです。

※ 苦情受付ボックスをたんば園玄関内に設置しています。

② 苦情解決責任者

施設長 足立 一志

③ 第三者委員

第三者委員を設け、公正中立な立場で助言を行っていただいたり、話し合いに立ち会っていただきます。

楠本 武夫 電話：0795-72-0248

吉見 和幸 電話：0795-85-0497

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

受付時間は、毎週月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までです。

き機	かん関	めい名	しょ所	ざい在	ち地	でんわばんごう電話番号
	たんばしやくしょ	障がい福祉課	たんばしひかみちようじょうらく	常楽	211	0795-88-5263
	かすがちようしゃ	春日庁舎	たんばしかすがちようくろい	黒井	811	0795-74-0221
	かいばらししよ	柏原支所	たんばしかいばらちようかいばら	柏原	552	0795-72-0544
	あおがきししよ	青垣支所	たんばしあおがきちようさじ	佐治	114	0795-87-1001

さんなんししよ 山南支所	たんばしさんなんちやうたにがわ 丹波市山南町谷川 1 1 1 0	0795-77-0240
いちじまししよ 市島支所	たんばしいちじまちやううえだ 丹波市市島町上田 8 1 4	0795-85-1001
にしわきしやくしよ 西脇市役所	ひやうごけんにしわきししもとだ 兵庫県西脇市下戸田 1 2 8 -1	0795-22-3111
たかちやうやくば 多可町役場	たかぐんたかちやうなかくなむらまち 多可郡多可町中区中村町 1 2 3	0795-32-2380
こうべしやくしよ 神戸市役所	こうべしちゅうおうくかのうちやう6ちやうめ 神戸市中央区加納町6丁目 5-1	078-333-3330
しんおんせんちやうやくば 新温泉町役場	みかたぐんしんおんせんちやうはまさか 美方郡新温泉町浜坂 2 6 7 3 - 1	0796-82-3111
ひやうごけんしやくかいふくしきやうぎかい 兵庫県社会福祉協議会	こうべしちゅうおうくさかぐちどおり 神戸市中央区坂口通 2 - 1 - 1	078-242-4633

#### 1 4、利用者の権利擁護及び虐待の防止について

じぎやうしよ りやうしや じんけん やうごおよびぎやくたい はっせいまた さいはつぼうし つぎ  
事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待の発生又はその再発防止のため、次の

かくごう かかげるそち こう  
各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) じぎやうしよ ぎやくたい ぼうし たいさく けんとう いいんかい てれびでんわそうちとう  
事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等  
かつやう おこなう ていきてき かいさい  
を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その  
けっか じゅうぎやうしや しゅうちてつてい はかる  
結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) じぎやうしよ じゅうぎやうしや たいし ぎやくたいぼうし けんしゅう ていきてき じっし  
事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施す  
る。
- (3) ぜん2ごう かかげるそち てきせつ じっし せきにんしや おく  
前2号に掲げる措置を適切に実施するための責任者を置く。
- (4) せいねんこうけんせいど りやうしえん  
成年後見制度の利用支援

## （身体拘束等の禁止）

- 1 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
  - （1）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - （2）身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - （3）従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

## 15、業務継続計画の策定等について

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

- 1 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

2 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

## 16、非常災害時の対応について

事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を実施する。

## 17、衛生管理等について

事業所は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行う。

事業所は当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業員に対し、感染症並びに食中毒の予防及びまん延

ぼうし けんしゅう かんせんしょう よぼうおよびまんえん ぼうし くんれん ていき  
の防止のための研修、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期  
てき じっし  
的に実施する。

18、<sup>だいさんしゃひょうか</sup> 第三者評価<sup>じっしじょうきょう</sup>の実施状況について

<sup>だいさんしゃひょうか</sup> 第三者評価は<sup>じっし</sup>実施しておりません。

19、<sup>じゅうようじこう</sup> 重要事項<sup>へんこう</sup>の変更について

<sup>じゅうようじこうせつめいしょ</sup> 重要事項説明書に記載した内容<sup>きさい</sup>に変更<sup>ないよう</sup>が生じた場合は、<sup>へんこう</sup>都度、<sup>しょうじたばあい</sup>変更確認同意書<sup>つど</sup>を作成し、<sup>へんこうかくにんどういしょ</sup>利用者および家族等関係者の同意を得ます。  
<sup>さくせい</sup> を作成し、<sup>りようしゃ</sup> 利用者および<sup>かぞくとうかんけいしゃ</sup> 家族等関係者の<sup>どうい え</sup> 同意を得ます。

れいわ ねん がつ にち  
令和 年 月 日  
じ ふん  
時 分

ばしよ  
場所 \_\_\_\_\_

していしょうがいしゃしせつ かん さーびす しゅうろうけいぞくしえんぴーがた ていきょうおよ りよう かいし  
指定障害者施設に関するサービス（就労継続支援B型）の提供及び利用の開始に

さい ほんしょめん もと じゅうようじこう せつめい おこな  
際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

しせつめい しょうがいしゃつうしょしせつ えん  
施設名 障害者通所施設 たんば園

せつめいしゃしよくめい しめい いん  
説明者職名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印

わたし ほんしょめん もと じぎょうしゃ じゅうようじこう せつめい う していしょうがいしゃしせつ  
私は、本書面に基づいて、事業者から重要事項の説明を受け、指定障害者施設  
かん さーびす しゅうろうけいぞくしえんぴーがた ていきょうおよ りよう かいし どうい  
に関するサービス（就労継続支援B型）の提供及び利用の開始に同意しました。

りようしゃじゅうしょ  
利用者住所 \_\_\_\_\_

りようしゃしめい いん  
利用者氏名 \_\_\_\_\_ 印

みもとほしょうにんじゅうしょ  
身元保証人住所 \_\_\_\_\_

みもとほしょうにんしめい いん  
身元保証人氏名 \_\_\_\_\_ 印

つづき がら  
続 柄 \_\_\_\_\_